

○豊中市立郷土資料館条例

令和4年3月23日

条例第21号

(設置)

第1条 郷土の歴史への理解及び関心を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、豊中市に郷土資料館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 郷土資料館（以下「資料館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市立郷土資料館
- (2) 位置 豊中市庄内栄町5丁目4番14号

(事業)

第3条 資料館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 郷土の歴史に関する資料（以下「資料」という。）の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 資料の公開その他の活用に関すること。
- (3) 資料の調査及び研究に関すること。
- (4) 郷土の歴史に関する講座、講演会等の実施に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業

2 資料館の施設は、第1条の目的に適合する場合に限り、使用することができる。

(使用承認)

第4条 資料館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の施設の使用を承認しない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないとき。

(使用承認の取消し等)

第6条 教育委員会は、資料館の施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。
- (4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。
- (5) 管理上支障があるとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

（使用料等）

第7条 使用者は、別表に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める使用料を前納しなければならない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

（使用料の返還）

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用者の義務）

第9条 使用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 使用承認のない物件を使用しないこと。
- (3) 建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損しないこと。
- (4) 火災防止に努めること。
- (5) 使用後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。
- (6) その他教育委員会が指示した事項

（設備の承認等）

第10条 使用者は、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定により使用承認を取り消されたと

きも同様とする。

- 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 使用者の責めに帰すべき事由によって建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償の方法及び額は、教育委員会が決定する。

(特別利用の承認)

第12条 学術研究等のため、資料の熟覧、模写、模造、撮影等(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(特別利用の制限)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を承認しない。

- (1) 資料の保全上支障があると認めるとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(特別利用の承認の取消し等)

第14条 第6条の規定は、特別利用の条件の変更又は特別利用の承認の取消しについて準用する。

- 2 第9条及び第11条の規定は、特別利用の承認を受けた者について準用する。

(入館の禁止)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることがある。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (2) 管理上必要な指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(職員)

第16条 資料館に館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

[令和4年4月規則第38号により、令和4年11月1日から施行]

別表

施設名	使用料（1日につき）
講座室	4, 1 0 0 円